

〈論 説〉

インディアン・カントリー（3） —アメリカ・インディアン法研究（十六）—

藤 田 尚 則

目 次

- 第一節 インディアン・カントリーの承認
 - I インディアン・カントリーの定義
 - II インディアン・カントリーの承認又は設立
- 第二節 1948年法制定前のインディアン・カントリー
 - I インディアン・カントリーの不明確性
 - II 判例の展開（以上、第41巻第1・2合併号）
- 第三節 合衆国法律集第18編第1151条とインディアン・カントリー
 - I インディアン保留地 — 第1151条第a項 —
 - II 従属性のインディアン・コミュニティー — 第1151条第b項 —
 - III 割当地 — 第1151条第c項 —（以上、第41巻第3号）
- 第四節 インディアン・カントリー管理終結法、余剰土地法
 - I 問題の所在
 - II 管理終結法、余剰土地法（以上、本号）

第四節 インディアン・カントリー管理終結法・余剰土地法

I 問題の所在

- (1) 19世紀後半、西部の諸州及び準州の多くの土地がインディアン保留地に指定されたが、19世紀末に至って合衆国議会は、徐々にインディアン部族は共同体的保留地の上での遊動生活を放棄し、私的個人所有による農業経済生活に移行すべきであるとの考えに固執するようになる。かかる発想は、個人経営による農業経済生活がアメリカ社会へのインディアンの同化をより促進せしめるという考え方と、白人にとって西部での自営農地経営に新たな土地が必要であるとの要求に煽られた結果であると言えよう。かかる2つの要因が相俟って、合衆国議会は、世紀の転換期にインディアンを保留地から切り取られた個人所有

の割当地に押し込み、非割当地を非インディアン入植者に解放する一連の余剰土地法 (Surplus Land Act) を可決するのである。当初、合衆国議会は、国家レベルでインディアン土地割当計画を立法化したが——1887年一般土地割当法——、「1908年5月29日法」(後述)の時点では余剰土地問題を保留地ごとのベースで処理するようになる。このことが、余剰土地法によって解放され、その結果インディアンによる所有を離れた土地に対する管轄権が連邦にあるのか州にあるのかという問題を惹起するのである。

(2) 余剰土地法は、解放された土地が保留地としての地位を維持しているのか或いは全てのインディアンの利益が剥奪されたのかについてほとんど明らかにしていない。かかる点について法律は、無頓着だったと考えられる。蓋し、インディアンの土地の保留地としての地位は、部族の所有権と同延であるという考えが19世紀末から20世紀初頭にかけて馴染みのないものだったからである。インディアンの土地は、法的にはインディアンが何らかの形式の財産的利益を保持する土地、すなわち信託土地、個人的割当地及び非インディアンによって要求されてこなかった更に限定された範囲での解放地に限定されていた。¹³³⁾ 既に見たように、唯一「1948年6月25日法」¹³⁴⁾ が、保留地の地位をインディアンの所有権から分離し、法文上でインディアン・カントリーに保留地の境界内で非インディアンによって単純不動産権で所有される土地を含めている。

合衆国議会が、余剰土地法の保留地の境界に与える効果に関心を抱かなかつたもうひとつの理由は、インディアン保留地が既に過去の出来事であったとするその当時の状況が考えられる。余剰土地法に投票した合衆国議会の議員は、短時日のうちにインディアン部族は伝統的なアメリカ社会に入り込み、いずれは保留地制度が存在しなくなるであろうと考えていたのである。¹³⁵⁾

II 管理終結法・余剰土地法

1 管理終結法

(1) 土地・地域(区)のインディアン・カントリーたる地位は、その承認又は設立と同様、部族との条約又は合意、或いは合衆国議会法律によって管理終結され得るものとされてきた。合衆国議会法律について言えば、例えば、1868年7月27日に合衆国議会第40議会で制定された「1868会計年度インディアン関連

¹³⁶⁾ 嶸出配分承認法¹³⁶⁾は、「インディアンを〔クラマス・リバー保留地（Klamath River Reservation）が氾濫によって破壊されたため、1862年にカリフォルニア州に設立された〕スミス・リバー保留地（Smith River Reservation）からフーパ・ヴァリー保留地（Hoopa Valley Reservation）及びラウンド・ヴァリー保留地（Round Valley Reservation）に移住させる目的のために3,500ドルが、又は必要とあればそれ以上の総額が歳出配分されるものとし、及びスミス・リバー保留地は以後停止される（discontinued）。」と規定し（下点筆者）、1892年7月1日に合衆国議会第52議会で制定された「ワシントン州のコルビル保留地（Colville Reservation）の一部の解放に関する規定の及びその他の目的のための法律」は、1872年7月2日の行政命令で設立されたコルビル保留地の北半分の土地が保留地として無効とされ、公有地に回復されると規定し（下点筆者）、その上で当該土地は合衆国大統領の布告により入植及び土地占有（settlement and entry）のために解放され、ワシントン州の公有地の譲渡に関して適用される一般法律に従って譲渡し得ると定めている。本法の制定によって当該土地に対する管轄権は、ワシントン州に帰属したということになる。

（2）しかしながら、政府が御都合主義的に管理終結することは、無論認められることではないのであって、当該権限は、F・コーベンに従えば、以下の制約に服すとされる。すなわち、第一の制約は、インディアンとの条約、合意及び連邦法律の疑いのある或いは不明瞭な規定はインディアンの利益になるよう解決されなければならないという解釈準則であり、保留地の管理終結問題に適用され、そこでは、合衆国議会の管理終結の意図が法律の文言（文面上）又は立法史及び周囲の諸情況からして明白に表明されていることが要請される。第二にインディアンに対する連邦の権限は、インディアンへの合衆国議会の独特的義務の履行に合理的に結び付けられなければならないという憲法準則が管理終結への制約として働くとされる。これは、実体的デュー・プロセス（substantive due process）の制約と考えられる。第三に連邦の管理終結権への制約は、間接的に財産権の保障に関する合衆国憲法修正第5条から生ずる。¹³⁸⁾このことは、正当な補償の問題が生ずると考えられる。

2 余剰土地法

（1）余剰土地法の内実を知るために、以下その具体的立法を幾つか見てみよ

う。その第一例が、合衆国議会第58議会で1904年4月28日に制定された「サウス・ダコタ州のローズブッド保留地 (Rosebud Reservation) のインディアンのスー族との [1901年9月14日] 合意を批准し、改正するための、及び当該合意を実行あらしめる歳出配分を承認し並びに規定を定める法律」¹³⁹⁾である。同条第1条は、1901年合意第1条は「サウス・ダコタ州のローズブッド族に所属する〔個人としての〕インディアンは、……サウス・ダコタ州のグレゴリー郡 (Gregory County) 内に位置する割当が行われていないローズブッド・インディアン保留地内の及びに対する全ての当該インディアンの請求、権利、権原及び利益を合衆国に割譲し、返還し、譲与し並びに付与する……」に改められると規定し、1901年合意第2条は「割譲し、返還し、譲与し、並びに付与された土地を考慮して合衆国は、自営農地法 (homestead law) 及びタウン用地法 (town-site law) に基づいて……入植者に当該土地を処分すること、及び当該土地の売却によって得られた収益は当該インディアンに支払われこと……を約定し、同意する。」に改められると規定している。また、同法第2条は、「合意に基づいて合衆国に割譲された土地は、大統領によって398.67エーカーを超えない範囲で駐屯地、インディアン通学学校、1ヶ所のカトリック伝道所及び2ヶ所の会衆派伝道所を建設するために保留される土地を除いて、合衆国の自営農地法及びタウン建設用地法の一般規定に従って処分され、大統領布告によって入植及び土地占有のために……解放されるものとする。」と規定している。

(2) 第二例として合衆国議会第52議会で制定された上記コルビル・インディアン保留地に関して、「1892年7月1日法」に続いて合衆国議会第59議会が1906年3月22日に可決した「ワシントン州内にある縮小されたコルビル・インディアン保留地 (Colville Indian Reservation) の余剰土地又は非割当地の売却及び処分を公認するための、並びにその他の目的のための法律」¹⁴⁰⁾は——全文12箇条から成る——、その第1条で、内務長官に縮小されたコルビル・インディアン保留地内の非割当地を売却し、処分する権限を与え、第2条は「縮小されたコルビル・インディアン保留地の土地の調査後速やかに内務長官は、コルビル・インディアン保留地に所属し、又は当該保留地に部族的関係を有する全ての者に土地割当を各々の男性及び女性並びに子供に8エーカーの割合で実施し、内務長官の土地割当の承認に基づいて合衆国一般土地割当法の規定に従って、公

有地譲渡証書を交付するものとする。」と規定している。第3条は、「当該インディアンに対する当該土地割当の完了の後、縮小されたコルビル・インディアン保留地の残余土地（residue land）又は余剰土地〔割当てられなかつた土地又はインディアン学校、インディアン保護事務所若しくはその他の目的のために保留されなかつた土地〕は、内務長官の指図の下で灌漑用地、牧草地、森林地、鉱物地又は乾燥地〔いづれも複数形〕に区分され、査定される必要性が無く及び合衆国一般鉱物法によって処分される鉱物地に区分された土地を除いて、正式土地区分（regal subdivision）による適切な区分に基づいて査定されるものとし、区分及び査定の終了をもって自営農地法の規定に基づいて……入植及び土地占有のために解放される。」と規定している。そして、第4条で、大統領の布告によつて入植、土地占有のための解放が行われるとし、当該布告には入植、土地占有を行うことができる時及び方法並びに有資格者が定められなければならないとしている。

(3) 第三の例として合衆国議会第60議会が、1908年5月29日に制定した全文9箇条から成る「サウス・ダコタ州及びノース・ダコタ州のシャイアン・リバー及びスタンディング・ロック・インディアン保留地（Cheyenne River and Standing Rock Indian Reservation）の余剰土地及び非割当地の土地の売却及び処分を承認するための及び歳出配分を承認し、並びに当該事項を実行ならしめるための規定を定める法律」（以下、「シャイアン・リバー法」（the Cheyenne River Act）¹⁴⁾ という。）を挙げることができる。以下、抄訳である。

第1条 内務長官は、以下に定める域内のサウス・ダコタ州及びノース・ダコタ州のシャイアン・リバー及びスタンディング・ロック・インディアン保留地の全土地を売却し及び処分する権限を有し、並びに指図される（詳細に亘る地理的場所の規定、略）。……但し、内務長官は、インディアン事務所、学校及び宗教的目的のために保留することが必要と判断した場合、当該インディアンの利益のためのインディアン事務所、学校及び宗教施設を維持する限りにおいて土地を保留し得る。内務長官は、当該保留地内の伝道若しくは学校業務に従事する正式に承認された伝道協会又はその他の宗教団体の相当の機関に、伝道若しくは学校目的の機関に保留されてきた保留地内の土地（タウン用地を除く）に対して公有地単純不動産権

譲渡証書を交付する権限を有し、及び指図される。

第2条 土地は、自営農地法及びタウン用地法の一般規定に基づいて布告によって処分されなければならず、及び大統領布告によって入植並びに土地占有のために解放される。当該布告には、当該土地に立入ることが認められる者の入植及び土地占有並びに立入りに関する方法が定められなければならない、当該布告に定められた土地を除いていかなる者も、当該土地に入植、土地占有又は立入りを認められない。但し、当該布告に先立って内務長官は、その裁量に基づいて本法第1条に規定された地区内に割当地を有するインディアンに当該割当地を譲渡することを認め、それに代えてインディアンが所属し得る保留地に限定された相応の保留地のいかなる場所の割当地をも受取ることを認めることができるものとする。当該布告に先立って内務長官は、シャイアン・リバー及びスタンディング・ロック・インディアン保留地に所属し又は当該保留地に部族関係を有する者であって、現行法の規定に基づいて権限を付与されている割当地を本法制定以前に受けとらなかつた全ての者に土地割当を各々の男性及び女性並びに子供に実施するものとする。内務長官は、当該保留地に含まれる全ての土地を調査し、地質調査の専門家によって土地に対する調査を行う権限を付与され及び指図され、石炭を埋蔵する土地が発見された場合、内務長官は、合衆国議会によって行動が採られるまで土地割当若しくは処分を留保する権限を与えられる（以下、略）

第6条 慣習的手数料及び報酬を除いて、当該土地の売却及び処分による収益は、
……サウス・ダコタ州及びノース・ダコタ州内の当該保留地に所属し、及び当該保留地に部族の権利を有するインディアンの貸方の合衆国の財務省証券(Treasury)に勘定される。当該土地の売却による金額及び当該インディアンの貸方の合衆国の財務省証券に勘定された金額は、内務長官の指図の下にインディアンの利益に支出されなければならない。

第9条 本法のいかなる規定も、あらゆる方法において合衆国が本法に定めた土地の一部を……購入し、本法に定める場合を除いて当該土地を処分し、又は当該土地若しくはその一部の購入者を見出すことを請け合うことを拘束するものと解釈されてはならない。但し、本法のいかなる規定も、サウス・ダコタ州及びノース・ダコタ州のシャイアン・リバー及びスタンディング・ロック・インディアン保留地のインディアンから本法の規定に一致しない現行の条約又は合意に基づいて付

与されたいかなる利益をも剥奪するものと解釈されてはならない。……タウン区内の割当地に居住するインディアンは、当該タウン区の森林を……当該土地が公有地の一部として残っている限り、使用する権利を有する。

3 判例の展開

以下、コーベンの主張を踏まえ、判例の展開を通して検証すると同時に、現実に管理終結法或いは余剰土地法をめぐって生じた法的紛争の一断面を覗うこととする。^[42] 判例を扱うにあたっては、個々の部族乃至ネーションが、初めに先祖伝来の土地（故国）を、そしてその後保留地若しくは割当地をいかなる情況下においてまたいかなる過程を経て合衆国或いは州——その都度の一方的な白人の意思——によって剥奪され、強制移住させられたかを知るために——第一章では個々の部族乃至ネーションの実態を詳しく見ることができなかつた——、判決理由で述べられるところの事実関係及び事実認定を煩を厭わず細かく追うこととした。

(1) Mattz v. Arnett — 立法史論 —

合衆国最高裁判所は、1973年、北カリフォルニアのクラマス・インディアン保留地（Klamath Indian Reservation）（以下、クラマス保留地という。）が合衆国議会法律によって管理終結されたか否かが争われた Mattz v. Arnett（以下、^[43] Matts 事件という。）において、関連諸法律の立法史、当該法律の文面並びに周囲の諸情況を詳細に検証し、当該保留地は管理終結されたものではないという結論を導き出している。

〈事実の概要〉その歴史がほとんど明らかにされていないユロク・インディアン（Yurok Indian）は、クラマス保留地が設立される以前から現在のカリフォルニア州北西部を流れるクラマス川（Klamath River）河口に居住してきた部族であり（ユロクとは、「川の下」、近隣部族カロク（Karok）は「川の上」、モードック（Modok）は、「川の源」を意味するという。）、本件クラマス保留地は、そもそも1855年11月16日に大統領・ピアス（Franklin Pierce, 1853～57）が、1853年3月3日法（10 Stat. 236, 238）に基づいて——大統領にカリフォルニア州（1850年、州に昇格。）、又はユタ準州（1850年に準州となり、1896年に州に昇格。）及びカリフォルニア州とニュー・メキシコ準州（1850年に準州となり、1912年に州に昇格。）

との国境付近の公有地にインディアンの目的のために5つの軍事用保留地の設立を認めた立法——発出した大統領令によって、太平洋に始まりクラマス川の両岸1マイルに広がる土地(strip)で、25,000エーカーを超えない河口から約20マイルの地域として指定されたものである。土地は、農耕に適しており、クラマス川では漁撈が営まれていたが、1861年のクラマス川の氾濫で農耕地が浸水し、部族員のごく一部は1862年に指定されたスミス・リバー保留地に移住していくた(当該保留地は1868年7月27日に中止された。)(15 Stat. 198, 221)。クラマス保留地に残った部族の人口は、1895年には900人、1910年には668人であったとされる。

この間に制定された「1864年4月8日法」(13 Stat. 39)は、カリフォルニア州を一つのインディアンの監督者の地位(superintendency)に指定する一方、「大統領によって及びその裁量により、カリフォルニア州内に4ヶ所の土地を超えない範囲でインディアン保留地の目的をもって合衆国によって維持され、保留される。」、「本法……に従って……維持されないカリフォルニア州内のインディアン保留地は……区画又は一区画の土地(lots or parcels)を測量し……及び競売によって売却され、並びに私的占有(private entry)で売却されるものとする。」と規定していた。

1864年法制定当時、カリフォルニア州には、クラマス・リバー、メンドーシノ(Mendocino)、スミス・リバーの各保留地が存在していたが、合衆国議会は、1868年7月27日制定の「1868会計年度インディアン問題関連歳出配分承認法(15 Stat. 198)」でスミス・リバー保留地を中止し、メンドーシノ保留地を公有地に回復したが、クラマス保留地については類似の行為が何ら執られていない。合衆国議会は、同法でラウンド・ヴァリー保留地(Round Valley Reservation)とフーパ・ヴァリー保留地にそれぞれ750ドルの歳出配分を承認し、翌1869年には、再びこれら保留地に歳出配分が承認されているが(16 Stat. 37)、それ以前において2つのいずれの保留地も、公式の行政命令によって設立されたものではなかった——フーパ・ヴァリー保留地は、1864年8月21日に設立されたが、公式にインディアン目的に保留されたのは1876年6月23日の大統領・グラント(Ulysses S. Grant, 1869~77)が発出した大統領令による——。

クラマス保留地は、行政命令若しくは特定の合衆国議会法律によって再設立

されておらず、ユロク・インディアンが保留地に留まり、インディアン問題局（BIA）は、クラマス保留地を1864年から1891年まで「保留地の状態」にあったことを認めている（Crichton v. Shelton, 33 I.D. 205, 211 (1904).）。実際、クラマス保留地において、1879年には不法侵入者が軍隊により移住させられ、1883年には内務長官が保留地のインディアンに対する土地割当を指図している。1889年2月、上院は、決議（resolution）で内務長官にクラマス保留地において1864年4月8日法に従って執られている調査及び売却に関する手続が進められているかを報告するよう求めている（20 Cong. Rec. 1818）。これに対して、インディアン問題局長は、1889年2月18日付け内務長官宛て書簡で何ら手續が採られていない旨を明らかにしている（Crichton v. Shelton, 33 I.D. at 212）。1888年には、無免許でインディアン・カントリーにおいて通商を行った罪で起訴された事件を審理した合衆国カリフォルニア州北地区地方裁判所は、クラマス保留地は1864年法に従って保留として指定若しくは承認されたものではないと判示している（United States v. Forty-eight Pounds of Rising Star Tea, etc., 35 F. 403 (N.D.Cal. 1888).）。しかし、司法次官補は、保留地の放棄された地位に関する裁判所の解釈は「傍論（*dicta*）であって、判決にとって本質的なものではない。」としている（Crichton v. Shelton, 33 I.D. at 215）。——本件におけるかかる事実認定に基づき、合衆国最高裁判所は、1891年当時クラマス保留地の正確な法的地位は不明瞭且つ不確実（obscure and uncertain）だと認定している——

1891年10月16日、大統領・ハリソン（Benjamin Harrison, 1889～93）は、「1864年4月8日に承認された合衆国議会法律によって、インディアンの目的のためにインディアン保留地の1つに指定されたカリフォルニア州の〔クラマス川河口から50マイルの地点に位置する〕フーパ・ヴァリー保留地は、クラマス川の両岸1マイルに広がるカントリーの土地を含み、及び現在のフーパ・ヴァリー保留地を起点とし、太平洋に至る土地にまで拡大される。但し、有効な権利が合衆国の法律に従って付属してきた上記の拡張された境界内に含まれるいかなる土地も、これによって保留地から排除される。」旨の大統領命令（以下、1891年大統領命令という。）を発出した。これによって、クラマス保留地は、フーパ・ヴァリー保留地の一部とされたのであるが、その理由は1864年法が大統領にカリリフォ

ルニア州にインディアン保留地として4ヶ所の土地を超えない範囲で保留することを規定しており、1891年当時、既にラウンド・ヴァリー、ミッション(Mission)、フーパ・ヴァリー及びトゥール・リバー(Tule River)の各保留地が存在していたからである。更に、追い打ちをかけるかのように、合衆国議会は、翌1892年に「クラマス・リバー保留地として知られている土地の譲渡及び売却に関する法律」(27 Stat. 52)（以下、「1892年法」という。）を制定している。同法は、「1855年11月16日に……指定されたクラマス・リバー保留地は、自営農地の権利を承認し、鉱物地及び岩石地並びに森林地の売却を承認する合衆国の法律に従って入植、土地占有及び取得(settlement, entry, and purchase)に服するものと宣言される。但し、当該保留地に現在定住しているいかなるインディアンも、本法制定後1年以内の何時でも内務長官に土地割当を申請し得る……内務長官は、インディアンの部落並びに居住者が現在占有している土地若しくは複数の土地を入植、土地占有及び取得から保留し、並びに当該土地をインディアンの部落又は定住の永続的使用及び占有に保留することができる……当該土地の売却によって得られた収益は、内務長官の指図に従って、現在当該土地に居住するインディアン及びその子弟の生計費並びに教育に使用される基金とする。」と規定している。

1969年9月24日、ユロク若しくはクラマス・リバー・インディアンである本件上訴人レイモンド・マツ(Raymonnd Mattz)は、クラマス川のブルークス・リッフル(Brooks Riffle)で祖父に習った方法で刺し網魚を行っていたところ、カリフォルニア州猟区管理官によって5網の刺し網を没収された。網は、川岸から約200フィート、河口から20マイル内のブルークス・リッフルの近くの店で手に入れたものであった。カリフォルニア州の裁判所で本件没収の適法性が争われ、被告人はユロク部族の構成員に登録されており、網はインディアン・カントリー内で没収されたのであって、「カリフォルニア州漁撈及び狩猟法」(Cal. Fish & Game Code §§ 8664, 8686, 8630)は、本件に適用されないと主張した。予審法廷及び州控訴裁判所は、クラマス保留地は、管理終結されたと認定し、州に管轄権があると判示した(97 Cal.Rptr. 894 (1971).)。州最高裁判所は上訴を棄却したが、1人の裁判官が反対意見を述べた((97 Cal.Rptr. at 898)。1973年、合衆国最高裁判所は、サーシオレイラを求め(409 U.S. 1124 (1973).)、

事件は、同裁判所で争われることになった。ブラックマン判事（Blackmun, J.）が、法廷意見を執筆し、本件州最高裁判所判決を破棄し、マツの漁撈権及び保留地の地位にも拘らず、カリフォルニア州の適用可能性の問題を更に審理すべく、差戻しの判決を下した。

〈判旨〉1892年法の土地割当規定の意味は、1887年の一般土地割当法（以下、「1887年法」という。）の全体像から確認されるべきであるが、当該法律は大統領が保留地の土地割当を居住インディアンに行うことを認め、そして部族の同意をもって地表の土地を売却することを認めている。1887年法の政策は、保留地制度及びインディアンの土地の信託の地位を継続することにあり、土地を農業及び放牧のために居住インディアンに割当てることにあった。そして、全ての土地が割当てられ、信託が終了した場合、保留地は廃止されることにあった（クラマス保留地のインディアンに対する割当地の信託期間は、1919年に終了したが、1942年12月24日法（56 Stat. 1081, 25 U.S.C. § 348a）で、延長された。）。1887年法の下では、大統領は、保留地の土地を割当てるために解放することを命じられたのではなく、単に解放することに裁量権を有しただけである。大統領権限の裁量的性格の故に合衆国議会は、隨時特定の保留地が事実上土地割当のために解放されることを保証するために特別法を制定したのであって——例えば、1889年3月2日法（25 Stat. 888）（スー保留地）；1906年3月22日法（34 Stat. 80）（コルビル保留地）；1908年5月29日法（35 Stat. 460）（シャイアン・リバー及びスタンディング・ロック保留地）——、1892年法もまたかかる例の1つである。実質的に1887年法の土地割当規定と異ならず、初期の立法に言及している1892年法の土地割当規定は、合衆国議会が同法によってクラマス保留地の管理終結を意図したことを見えてはおらず、或いは示唆さえしてはいない。むしろ、1892年法に基づく土地割当は、完全に継続的な保留地の地位と両立するものである。

1889年、クラマス保留地の土地割当を定める法案が提出された。しかしながら、土地割当は、1887年法とは矛盾するかたちで実施される内容となっている（H.R. 12104, 50th Cong., 2d Sess; 20 Cong. Rec. 756 (1889.)）。巡回区控訴裁判所による*Rising Star Tea*事件¹⁴⁴⁾（38 F. 400 (1889.)）の上訴棄却の後、土地割当に触れることなく、「クラマス保留地に包含される全ての土地は……土地法（land Law）の規定に従って、入植、土地占有及び取得に服するものと宣言され

る。」と規定する同一の複数の法案が、上院及び下院に上程された (H.R. 113, 51st Cong., 1st Sess; 21 Cong. Rec. 229 (1889); S. 2297, 51st Cong., 1st Sess; 21 Cong. Rec. 855 (1890))。インディアン局 (Indian Office) は、諸法案に反対し、法案は1887年法に従ってインディアンへの土地割当を規定し、余剰土地は公有地に回復され、収益はクラマス・リバー・インディアンの信託に付されるよう改正されるべきことを薦めている。下院の委員会では、土地の売却による収益は、移住場所と考えられていたフーパ・ヴァリー保留地の居住インディアンの「移住、生計及び教育」に使用されるべきであるとする修正を含むさまざまな修正案が報告されたが、クラマス保留地のインディアンへの土地割当は、断固として拒否されている (H.R. Rep. No. 1176, 51st Cong., 1st Sess., 2 (1890).)。法案は、そのように改正され、下院を通過したが (21 Cong. Rec. 10701-10702 (1890).)、上院で廃案となっている。下院でのこの最終法案の可決及び *Rising Star Tea* 事件の法廷意見に照らして、インディアン局 (Indian Department) は、クラマス保留地を当該場所に居住するインディアンのために保護された土地として保証する方向へと向かっている。インディアン局や司法次官補の努力が、大統領・ハリソンの1891年のクラマス保留地をフーパ・ヴァリー保留地に含むまでに拡大した大統領命令において最高潮に達したのである。

保留地の管理終結と保留地の土地のインディアンへの割当てを回避しようとする立法努力を背景に、1892年法が、上下両院での審議、改正を経て (H.R. Rep. No. 161, 52d Cong., 1st Sess., 1 (1892); Sen. Misc. Doc. No. 153, 52d Cong., 1st Sess. (1892).) 成立した。1892年法の土地割当規定は、保留地が管理終結されるべきであることを意味するものとは解釈し得ない。このことは、「いかなる公有地譲渡証書の発出にも拘らず」インディアン・カントリーとなると規定する合衆国法律集第18編第1151条の文言からして明らかである。より重要なことは、1871年から1892年にかけての数多くの法案は、明確に保留地の管理終結を規定し、明確な用語でもって規定する法案が提出されたことである。合衆国議会は、いかなる結果をもたらすかを充分に認識していたのである。しかし、管理終結という用語は、1892年法では用いられておらず、保留地を管理終結する意図があるものとは考えられないところである — 例えば、1868年法 (15 Stat. 221) は、「スミス・リバー保留地は、停止される。」と規定し、1892年法 (27 Stat.

63) は、「コルビル・インディアン保留地の土地は、公有地であり、及び本法によって無効とされ、並びに公有地に回復される。」と規定し、1904年法（33 Stat. 218）は、「当該ポンカ、オテ及びミズーリ・インディアン（Ponca and Otoe and Missouria Indian）保留地は、本法によって廃止される（abolished）。」と規定し、いずれの法律も明確な文言を使用している——。更に言えば、1904年に内務省は、Crichton v. Shelton（33 I.D. 205）で、1892年法は保留地の継続的存在を再確認したものであると規定し、1932年にはクラマス保留地をフーパ・ヴァリー保留地の一部として承認している（72d Cong., 1st Sess., 15532 (1934.)）。よって、クラマス保留地は、1892年法によって管理終結されたのではなく、保留地内の土地は、合衆国法律集第18編第1151条のいう意味でのインディアン・カントリーである。¹⁴⁵⁾

（2）Solem v. Bartlett —— 三要因論 ——

インディアン保留地内の余剰土地の非インディアンへの売却・処分を通して、従来の保留地への非インディアンの入植、自営農地経営を認めてきた合意乃至合衆国議会法律を巡って多くの管轄権を争う訴訟が提起されてきている。以下、余剰土地法が、全面的に問題となった1984年の合衆国最高裁判所判決である Solem v. Bartlett（以下、*Solem* 事件という。）¹⁴⁶⁾を見る。

〈事実の概要〉 1908年5月29日、合衆国議会は、内務長官にサウス・ダコタ州及びノース・ダコタ州のシャイアン・リバー・スー保留地の1,600,000エーカーの土地を開放する権限を与えた（上記1908年5月29日制定のシャイアン・リバー法参照。）。本件における争点は、合衆国議会法律が当該保留地の境界を限定したものなのか、或いは単に非インディアンに現行の保留地の境界内に入植することを認めたに過ぎないのかという点にあった。

1979年、サウス・ダコタ州は、シャイアン・リバー・スー族の登録構成員であった被告人ジョン・バーレット（John Barlett）を強姦未遂で起訴した。被告人は、10年の刑期でスー・フォールズ（Sioux Falls）の州刑務所に収監された。州の救済手段を尽くした後、被告人は、合衆国サウス・ダコタ州地区地方裁判所に人身保護令状を求めて本人訴訟（*pro se*）を提起した。被告人は、犯罪の実行場所は「1889年3月2日法」（ch. 405, § 4, 25 Stat. 889）で合衆国議会によって設立されたシャイアン・リバー・スー保留地内であつて、合衆国議会はシャ

イアン・リバー法で非インディアンの入植のために被告人が犯罪を実行した土地である保留地のそれを開放した。にも拘らず、法律によって解放された土地は、あくまでインディアン・カントリーであって、それ故に州は被告人に対する刑事管轄権を行使できないと主張した。地方裁判所は、被告人の主張を認め、人身保護令状を発行した。合衆国第八巡回区控訴裁判所は、上訴を棄却したが、2人の裁判官が反対意見を述べた (691 F.2d 429 (1982).)。サウス・ダコタ州最高裁判所は、シャイアン・リバー法の解釈をめぐって相反する意見を出していた (*See State v. Janis*, 317 N.W.2d 133 (1982); *Stankey v. Waddell*, 256 N.W.2d 117 (1977).)。合衆国最高裁判所が、サーシオレイライを認めた (461 U.S. 956 (1983).)。マーシャル判事 (Marshall, J.) が、法廷意見を執筆し、合衆国議会は保留地を削減したものではないとした合衆国第八巡回区控訴裁判所の判決を支持している。以下、その要旨である（判決をより良く理解するために、一部、合衆国議会法律及び他の合衆国最高裁判所判決を加筆した。）。

〈判旨〉 司法的判断基準一般論……所与の余剰土地法の効果は、当該法律の文言及びその成立の基礎をなすところの諸情況に依る。この領域における当法廷の先例は、保留地を限定する余剰土地法と、単に設立された保留地の境界内に土地を購入する機会を非インディアンに提供するにすぎない余剰土地法とを区別するための公平で明確な分析的解釈を確立してきた。第一の且つ支配的原則は、唯一合衆国議会が保留地からその土地を奪い、保留地の境界を限定することができるというそれである。一度土地の一区画がインディアン保留地に指定され、当該地域内の個人の土地に対する権原に何事も結果として生じない場合、その一区画全体は合衆国議会が明確に他の状態を指示しない限り、その保留地としての地位を維持するのである (*See United States v. Celestine*, 215 U.S. 278, 285 (1909).)。

更に保留地の削減は、たやすく推断できない。当法廷による余剰土地法の分析は、合衆国議会が保留地の削減が認定される以前に「境界を……変更する……意図」を明確に示すことを要求している (*Rosebud Sioux Tribe v. Kneip*, 430 U.S. 584, 615 (1977).) (以下、*Rosebud Sioux Tribe*事件という。)。合衆国議会の意図の最も証明力ある証拠は、インディアンの土地を開放するために用いられた制定法上の文言である。全ての部族の利益のための現在の及び全体的な引渡

しを証拠づける譲渡又はその他の文言への明確な言及は、合衆国議会が保留地から全ての土地割当が行われていない解放土地を剝奪しようと考えたことを強力に示唆するものであると言い得る (*DeCoteau v. District County Court*, 420 U.S. 425, 444-45 (1975); *Seymour v. Superintendent*, 368 U.S. 351, 355 (1962).) (以下、それぞれを*DeCoteau*事件、*Seymour*事件という。)。かる譲渡という用語が、合衆国議会による解放された土地に対してインディアン部族に補償を無条件に確約することによって支持される場合、合衆国議会が部族の保留地を削減しようと考えたということは、ほとんど打ち勝ち難い認定の根拠となる (*DeCoteau*事件判決(420 U.S. at 447-78).).

しかし、譲渡及び無条件の補償という文言は、削減の認定にとって必要条件ではない。すなわち、余剰土地法の可決を取り巻く出来事が——特に、関係部族との間で取り交わされた交渉過程及び合衆国議会に提出された立法報告書の趣旨——、影響を被る保留地は提案された立法の結果として縮小されるということを明らかにした場合、合衆国議会は、当該立法の目的が保留地を削減するにあるという理解を共有していたと推論される。また、余剰土地法が可決された後の出来事も、合衆国議会の意図を解釈する材料となる。更には、実際に誰が解放された保留地の土地に移住したかも、当該立法が保留地を削減したか否かについて関連性を有する。つまり、非インディアン入植者が、保留地の解放土地に流入し、当該地域がインディアン的な特質を失った場合、事実上(*de facto*)、たとえ法律上(*de jure*)ではないにしても、保留地の縮小は生じてきたと結論される (*Rosebud Sioux Tribe*事件判決 (430 U.S. at 588); *DeCoteau*事件判決 (420 U.S. at 428))。事実上の縮小を黙認することの明白な実際上の優位性に加えて、一度特定の保留地が非インディアン居住者に解放された場合に、合衆国議会が、何が起こるかを予想したかに関しての付加的手掛かりとして、結果として起こる解放土地の人口の推移が審査される——問題となる地域が、インディアン割当地を取り囲んでいる土地を所有する非インディアンによって植民された場合、当該地域をインディアン・カントリーと認定したならば、州及び地方自治体行政に多大な負担を課すことになる (*Rosebud Sioux Tribe*事件判決; *DeCoteau*事件判決)。反対に、ほとんどのインディアンに解放された地域が、インディアン・カントリーの範囲に入らないと認定されたならば、不均衡なチエッ

カーブ模様の管轄権の問題が生ずるであろう (*Seymour* 事件判決 (368 U.S. at 358))——。

余剰土地法自体及びその立法史が、合衆国議会のインディアンの土地を縮小するとの意図に関して、実質的な及びやむにやまれぬ証拠を示すことができなかつた場合、保留地の縮小は起こらなかつたのであり、旧保留地の境界は維持されたと判決を下すようにとの我われの（裁判所が行つてきた）インディアン部族への伝統的配慮に拘束される (*Mattz* 事件判決 (412 U.S. 481, 505 (1973); ¹⁴⁷⁾ *Seymour* 事件判決 (368 U.S. at 351))。

1908年制定のシャイアン・リバー法への適用……シャイアン・リバー法第1条乃至第6条は、*DeCoteau* 事件判決で争点となつた1891年3月3日制定の「レーク・トラバース法」(the Lake Traverse Act, ch. 543, 26 Stat. 1035)、*Rosebud Sioux Tribe* 事件判決で争点となつた1904年4月23日制定の「1904年ローズブッド法」(1904 Rosebud Act, ch. 1484, 33 Stat. 254) の規定と比較した場合、大きな相違を見出すことができる。*DeCoteau* 事件判決で当法廷は、1867年条約で設立されたサウス・ダコタ州のレーク・トラバース・インディアン保留地 (Lake Traverse Reservation) はレーク・トラバース法によって管理終結され、公有地に戻されたと判示したが (420 U.S. at 426-44)、それは、同法がレーク・トラバース・インディアン族は当該保留地の非割当地に対する全ての利益を「割譲し、売却し、放棄し並びに付与する」ことに同意した旨を規定し、更に当該部族はその損失を考慮して完全なる補償を受領すると定めていたからである。*Rosebud Sioux Tribe* 事件判決においては当法廷は、合衆国議会はサウス・ダコタ州のローズブッド保留地の土地を縮小することを意図し、当該地域を部族の管轄権から移すことになったと判示した (430 U.S. at 587-97)。何故ならば、1904年ローズブッド法もまた、サウス・ダコタ州のローズブッドに所属する個人としてのインディアンは、サウス・ダコタ州のグレゴリー郡内に位置する割当が行われていないローズブッド・インディアン保留地内の及びに対する全ての当該インディアンの請求、権利、権原並びに利益を合衆国に割譲し、返還し、譲与し並びに付与すると規定し、割譲し、返還し、譲与し並びに付与された土地は、自営農地法及びタウン用地法に基づいて入植者に処分され、当該土地の売却によって得られた収益は当該インディアンに支払われる規定しているからである。こ

れに対して、本件シャイアン・リバー法は、単に、内務長官は保留地の全土地を売却し、及び処分する権限を有し、並びに指図されると規定し（第1条）、当該土地の売却による収益及び当該インディアンの貸方の合衆国の財務省証券に勘定された収益は内務長官の指図の下にインディアンの利益に支出されなければならないと規定している（第6条）。このインディアンの土地の売却規定と収益のインディアンのための勘定の設定規定を併せて、同法の規定は、内務長官に対して単に部族の売却の代理人（agent）として行動する権限を付与したに過ぎないことを示唆するものである。

実際、コルビル族の構成員が犯した住居侵入罪の刑事管轄権が、州にあるのか合衆国にあるのかが争われた *Seymour* 事件で、1906年3月22日に可決された「ワシントン州内にある縮小されたコルビル・インディアン保留地の余剰土地又は非割当地の売却及び処分を承認するための、及びその他の目的のための法律」に規定された同一の文言に直面した際、当法廷は、かかる規定は「インディアンの後見人及び受託者として行動する連邦政府が、その被後見人の発展に利益となると見做した方法で保留地の非インディアン入植者に道を開放するそれ以上のなものでもない。」と判示したのである（368 U.S. at 356）。

本件シャイアン・リバー法第1条は、内務長官はインディアンの利益のためにインディアン事務所、学校及び宗教施設を維持する限りにおいて解放される土地を保留し得ると規定しているが、もし合衆国議会が解放された地域が保留地の一部として残ると予想していなかったならば、何故かかる目的のために合衆国議会が保留し得るとしたのかは理解できないところである。また、同法第2条は、内務長官は地質調査の専門家による解放される土地に対する調査を行う権限を付与され、石炭を埋蔵する土地が発見された場合、合衆国議会によって行動が採られるまで土地割当若しくは処分を留保する権限を与えられると規定しているが、その目的はかかる鉱物資源を部族全体に保留するにあつたと解される。

レーク・トラバース法及び1904年ローズブッド法に対比して、本件シャイアン・リバー法は、そもそもインディアンが彼らの土地を割譲することに同意したとする合衆国とインディアン部族との合意をもって始まったものではない（See 430 U.S. at 589-98；420 U.S. at 436-44）。本件シャイアン・リバー法は、サウス・

ダコタ州選出の上院議員・ギャンブル (Gamble) が提案した「シャイアン・リバー及びスタンディング・ロック・インディアン保留地の土地の売却並びに処分を公認するための法律案」がその原型である。法案が提出されるや、内務長官は、監督官・マックローリン (McLaughlin) を法案について両部族と協議するよう保留地に特派した。協議に参加した部族の構成員は、わずかに63人であつて、彼は、協議会に参加したインディアンの意見は解放される土地の放棄について概ね好意的であったとしながらも、部族の公式の承認は得られなかつたとする報告書を合衆国議会に提出している (H.R.Rep. No. 1539, 60th Cong., 1st Sess., 7-8 (1908).)。合衆国議会は、1908年の4月と5月に法案を審議したが、報告書を解放地域の放棄についてシャイアン・インディアン部族の方で同意しているものと解釈はしておらず、合衆国議会の見解はインディアンは法案の改正を望んでいるとするものであつて (H.R.Rep. No. 1539, 60th Cong., 1st Sess., 4 (1908).)、実際、法案審議の大半は、解放地域の補償金額の問題に割かれたのが実情である (See 42 Cong.Rec. 4753-4755, 7003-7004 (1908).)。

法案が可決された2年後の1910年6月23日、合衆国議会は、解放される土地の区画を売却する法案を可決しているが、当該地域を「シャイアン・リバー保留地内の余剰土地並びに非割当地」と規定している (ch. 369, 36 Stat. 602)。このことは、解放地域がいまだ保留地の一部であったことを示している。しかし、「1922年4月25日法」(ch. 140, 42 Stat. 499) では、解放土地が、「以前の」(former) シャイアン・リバー保留地と規定されており、縮小されたことを窺わせる。この2つのことから、合衆国議会は、当該保留地について解放されたテリトリーが保留地なのか否かについて明確なる立場をとってはいないということが言えるのである。また、本件法案の可決後、部族構成員が、本件法律によつて解放された土地に割当地を取得しており、その割合は解放土地の55パーセントに上つている。部族員のほとんどが、解放されたテリトリーに居住し、部族の機関及びインディアン問題局が1908年以降解放地域のポリス・パワー (police power)¹⁴⁸⁾ を行使し、社会福祉業務の任を負っている。

(3) South Dakota v. Yankton Sioux Tribe — 三要因論の踏襲 —

合衆国最高裁判所は、1998年、South Dakota v. Yankton Sioux Tribe (以下、*Yankton Sioux Tribe* 事件という。¹⁴⁹⁾) で、*Solem* 事件判決で展開された法理を

用いて事案を処理し、非インディアン入植者のために解放された非割当保留地が合衆国に補償の見返りに譲渡された合意を批准した余剰土地法は、解放された地域の保留地としての地位を喪失し、保留地の縮小を結果し、州が究極的に当該地域に対する管轄権を行使するとし、第一審（Yankton Sioux Tribe v. Southern Mo. Waste Management Dist., 890 F. Supp. 878 (1995).）及び第二審判決（Yankton Sioux Tribe v. Southern Mo. Waste Management Dist., 99 F.3d 1439 (8th Cir. 1996).）を破棄し、原審に差戻している（判決をより良く理解するために、一部、合衆国議会法律及び他の合衆国最高裁判決を加筆した。）。

〈事実の概要〉ヤンクトン・スー族（Yankton Sioux Tribe）は、19世紀初めには現在のノース・ダコタ州とサウス・ダコタ州の境界線付近を流れるデ・モイン川（Des Moines River）とミズーリ川（Missouri River）の間の13,000,000エーカーの土地を排他的に支配していた。1858年4月19日、部族は、ワシントン市で北部中央の大平原の彼らの11,000,000エーカー以上の彼らが始原的に所有してきた土地に対する請求を放棄する旨を謳った合衆国との条約を締結した（11 Stat. 743）（以下、「1858年条約」という。）。条約第1条は、「スー又はダコタ・インディアン（Sioux or Docotah Indians）のヤンクトン・スー族の族長及び代表〔いざれも複数形〕は、以下に定める400,000エーカーを除いて、彼らによって現在、所有、占有若しくは主張される全ての土地を何處に所在しようと合衆国に対して割譲又は譲渡する。」と規定している。今日のサウス・ダコタ州のチャーチルズ・ミックス郡（Charles Mix County）の南東部の一部に位置する部族の土地の残余部分は、調査の結果430,405エーカーであると決定された（1893年12月9日付け内務長官宛てインディアン問題局長書簡）。

本件条約第4条は、合衆国は割譲又は譲渡の見返りとして「将来の家屋のために保留された400,000エーカーの土地の平穏且つ平和的占有を部族に保証する。」と規定し、第10条は、「合衆国に雇用されたる者、ヤンクトン・スー族との通商を許可されたる者若しくは上記該当者の家族構成員たる者を除いて、白人は、当該インディアンに保留された土地のいかなる部分にも居住若しくは入植することを認められない。内務長官は、いかなる時点でも当該土地区画を……当該部族の適当と考えられる世帯主又は単身者に農地を提供し得るよう区分することを指図できる……」と定めている。その後、連邦政府は、50年以上に亘つ

て部族若しくはその構成員に1,600,000ドルの支払いを約束し、更に家畜及び農機具の購入による保留地への移動、家屋、学校及びその他の建造物建設に50,000ドルの援助を歳出配分した。

しかし、この財政援助は、全てが実行されてわけではなく、部族は天候不順による旱魃と河川の氾濫に苛まれたのである。1862年に合衆国とスー・ネーションとの間に戦争が勃発した際には、ひとりヤンクトン・スー族のみが連邦政府につき、スー連合 (Sioux Federation) から孤立し、内部的混乱に陥っている。部族の難局は、西部への移民の増加、及び西部諸州にインディアンが所有する土地を非インディアンに解放せよとの欲求に伴う合衆国内の急激な人口増加の時期と重なっている。

1887年的一般土地割当法に従って、ヤンクトン・スー族の構成員は、既存の保留地からそれぞれ160エーカーの土地を25年の期間で合衆国による信託保有で受取ったが、多くの割当地は、1858年条約で定められた保留地のうちミズーリ川付近の北部に偏っていた。1890年当時、保留地の167,325エーカーが割当てられ、翌「1891年2月28日法」(26 Stat. 795) に従って、更に95,000エーカーが割当てられ、わずかの土地が政府及び宗教的目的のために保留された。余剰土地は、168,000エーカーにまで達していたのである。1892年、内務長官は、余剰地取得交渉にヤンクトン・インディアン委員会 (Yankton Indian Commission) をサウス・ダコタ州のグリーンウッド (Greenwood) に特派する。部族の指導者たちは、売却に反対したが、長い交渉の過程で部族の構成員は、1エーカー当たりの価格、1858年条約の下での彼らの年金の保護及びその他の合衆国に対する未解決の請求に关心を示したものの、肝心の将来の保留地の境界について話し合いの場をもっていない。委員会が1892年に部族に示した合意の内容は、次のようなものであった（以下、「1892年合意」という。）。ダコタ又はスー・インディアンのヤンクトン・スー族は、保留地内の非割当土地の全てを合衆国に「割譲し、売却し、譲渡し並びに付与する。」（第1条）。合衆国は、部族に1エーカー当たり3.60ドル、総額600,000ドルの補償の支払いを約束する（第2条）。合衆国は、合意に署名した各人及び合意日に18歳以上に達している男性の構成員にイーグル金貨 (eagle) 2枚で20ドルを支払う（第7条）。そして、第17条は、本合意によって合衆国に割譲及び売却された土地、1858年条約に規

定されたヤンクトン・スー及びダコタ・インディアンの保留地を構成するその他の土地、及び1892年以降調査され当該インディアンのために区画された土地で蒸留酒又はその他のアルコールを販売若しくは廉売してはならず、違反者には合衆国議会が本合意を批准する法律においてこれを定める旨を規定し、続く第18条は本合意のいかなる規定も1858年を廃棄するものと解釈されてはならず、署名及び合衆国議会の批准をもって1858年条約の全ての規定は以前と同じ完全な効力と効果を有し、並びにヤンクトン・インディアンは当該条約の下での年金を受領する旨を定めている。

1894年8月15日、合衆国議会は、1892年合意を合衆国とシレツツ及びネツ・ペース族 (Siletz and Nez Perce Tribe) との間の類似の余剰土地売却合意と共に、最終的に批准する法律 (28 Stat. 286) を制定した (以下、「1894年法」という。)。1894年法は、1892年合意の内容自体を編入し、割譲土地に対する部族への補償、スー戦争 (Sioux War) に斥候要員として従軍した者に対する支払及び記念貨幣であるイーグル金貨2枚を授与するための歳出配分を承認している。

1895年5月21日、大統領クリーブランド (Grover Cleveland, 1885～89) は、割譲土地を入植者に開放する大統領命令を発出し、非インディアンが急速に当該土地を手に入れ、世紀の転換期には非割当土地の90パーセントが入植者で占められている。部族の構成員に認められた割当地の大半もまた、構成員によって非インディアンに単純不動権で譲渡され、1986年の時点でインディアンが保有する土地は、30,000エーカーの割当地と6,000エーカーの部族の土地で構成されている (A State and Federal Handbook 260 (1986))。

1992年2月、サウス・ダコタ州の幾つかの郡は、自治体の固形廃棄物処分施設の建設という目的でザザン・ミズーリ循環処理及び廃棄物管理地区 (Southern Missouri Recycling and Waste Management District) (以下、廃棄物地区といふ。) を設立した。廃棄物地区は、非インディアンから単純不動産権でヤンクトン・スー保留地の域内である S1/2 N1/4 Section 6, Township 96 North, Range 65 West of the Fifth Principal Meridian [sic], Charles Mix County South Dakota に埋立てごみ用地として取得されたが、当該埋立てごみ用地の住所番地は、1940年自営農地法に基づいてラース・K・ラングランド (Lars K. Langeland) に譲渡された地区画の記載と一致していた。ヤンクト

ン保留地の個々のインディアンに割当てられた全ての土地は、1887年一般土地割当法に従って譲渡できず、1904年に自営農地所有者によって取得された区画と現在廃棄物地区によって所有される区画は、1894年法で割譲された非割当地となっている土地と一致しなければならないことになる（一般土地割当法は、1906年に改正され(Burke Law, 34 Stat. 182, 25 U.S.C. § 349)、25年の信託期間の満了以前に公有地単純不動産権譲渡証書の交付を認められたが、譲渡制限は1904年法に残されていた。）。

廃棄物地区が埋立て許可を州に申請したところ、ヤンクトン・スー族は、申請された固形の粘土質の裏止め (compacted clay liner) は漏水を防ぐのに不適切であるとして、環境上の理由からこれに反対の意を表明した。1993年12月に公聴会が開かれ後、鉱物及び環境に関する州委員会 (State Board of Minerals and Environment) は、サウス・ダコタ州の規制はヤンクトン・スー族が請求した合成の混合裏止め (synthetic composite liner) の設置を要求していないという理由から固形廃棄物の許可を認めた。1994年9月、ヤンクトン・スー族は、合衆国サウス・ダコタ州地区地方裁判所に埋立て用地建設の禁止を求めて訴訟を提起した。ヤンクトン・スー族は、また、許可は埋立てに混合裏止めの設置を命ずる連邦環境保護機関 (Federal Environmental Agency, FEA) の行政規則 (40 C.F.R. § 258.40(b) (1997)) に一致しないと主張し、宣言的判決を求めた。

地方裁判所は、本件において、部族はその固有の主権を主張し得ないとしたが、他方で1894年法は、1858年条約で線引きされた保留地の外縁の境界を限定してはおらず、それ故廃棄物用地は連邦の環境規制が適用されるインディアン保留地内に位置すると判示した。州の上訴に基づいて合衆国第八巡回区控訴裁判所は、合衆国議会は1894年法でヤンクトン・スー族がその余剰地を政府に売却することを意図したが、政府権限を余剰地に及ぼすことまでは意図していなかったと判示した (99 F.3d 1439, 1457 (8th Cir. 1996).)。合衆国最高裁判所は、合衆国控訴裁判所及びサウス・ダコタ州最高裁判所の間に保留地の限定に関して解釈の相違があるとして、サーシオレイライを認めた (520 U.S. 1263 (1997).)。

オコナ判事 (O'Connor, J.) が法廷意見を執筆し、破棄・差戻しの判決を下している。オコナ判事は、本件判決に遡る4年前の1994年、1864年に大統領リン

カーンによって設立されたユタ州のユタ・ヴァリー保留地（Uintah Valley Reservation）からの解放土地であるミートン（Myton）の刑事管轄権をめぐつて争われた同種の事件である *Hagen v. Utha*（以下、*Hagen* 事件という。）¹⁵⁰⁾ で同様に法廷意見を執筆している（但し、7対2で解放された土地の解釈をめぐって意見が対立している。反対意見を執筆したブラックマン判事（Blackmun, J.）は、合衆国議会の意図を制定法の条文の文言から読み取ることはできないと主張している。スター判事（Souter, J.）が同調している。）。

〈判旨〉 制定法の文言……1894年法第1条は、部族は保留地内の非割当土地の全てを合衆国に「割譲し、売却し、譲渡し並びに付与する」旨規定しているが、当該文言には保留地の地位を削減するという目的が明確に満たされている（*DeCoteau* 事件判決（420 U.S. 425, 445 (1975).）。ヤンクトン・スー族は、第18条の文言は1858年条約を維持する目的をもつものであり、既存の保留地の境界は維持されたと主張する。しかし、非インディアンの自営農地所有者による入植のための部族のテリトリーの無条件の譲渡は、保留地を部族の永続的な故国として認め、白人入植者を禁止した1858年条約とは決して相容れないものである（*See Oregon Dept. of Fish and Wildlife v. Klamath Tribe*, 473 U.S. 753, 770 (1985).）。第18条は、特に条約の下での年金を受領する旨を定めている。1892年当時の委員会とヤンクトン族との交渉過程を記録に照らすと、1858年条約の保留地の境界に関してはほとんど関心が示されず、専ら合衆国が初期の約束を果たさなかつたことに論議が集中している（S. Exec. Doc. No. 27, at 54–55）。このことは、部族の過去に対する請求と将来の資格についての不安を解消するために第18条が挿入されたものと解することができる。第17条は、蒸留酒等の保留地での販売を禁止しているところ、このことは合衆国議会が保留地と譲渡された土地との間に管轄権の区分を設けることに意を注いだと解される。すなわち、第17条を含めたことに対する最も合理的な推論は、合衆国議会が解放され、割当てられない地域は以後インディアン・カントリーとしての地位を喪失することを意識していたということである（*Rosebud Sioux Tribe* 事件判決（430 U.S. 584, 613 (1977)）。

立法当時の歴史的状況……本件において、法律の文言解釈からの結論は、説得的ではないという批判の余地はある。しかし、余剰土地法の本文に合衆国議

会が目的とするところの明確な規定が欠落していたとしても、取り巻く諸情況からの疑う余地のない証拠が、保留地は縮小されたという結論を後押しする (*Solem* 事件判決 (465 U.S. 463, 471 (1984)))。1892年にインディアン問題局長が、ヤンクトン委員会を任命した際、当該局長は、委員に対して「部族と彼らの余剰地の譲渡について交渉するよう」命じ、これらの土地の譲渡との交換に提供される基金は部族の将来の収入に資する旨を言示している (Instructions to the Yankton Indian Commission (July 27, 1982))。交渉それ自体が、非割当地内の部族の利益を引渡すことによって部族は保留地の性格を変えるであろうという理解を確認するものである。委員の1人であるアダムズ (J.C. Adams) は、部族の構成員に「一度余剰地が『偉大なる父 (Great Father)』に売却されるならば、部族は部族の構成員に適用される法の制定を州若しくは合衆国の市民として援助され得るであろう。」と伝えている (Council of Yankton Indians (Oct. 8, 1892), S. Exec. Doc. No. 27, at 48)。1895年5月16日の入植者に対する土地解放のための大統領命令もまた、この結論を支持する。大統領令は、部族は「1858年条約第1条で部族によって指定された保留地内の全ての非割当地に対する部族の請求、権利、権原並びに利益を合衆国に割譲し、売却し、譲渡し並びに付与した。」と宣言している。

その後の政府の動きを見るに、例えば、1896年法 (29 Stat. 16) に「ヤンクトン・インディアン保留地の自営農地入植者」なる文言が見出されるが、当該法律の審議過程でインディアン問題局長は、「以前の」保留地について論議している (H.R.Rep. No. 100, 5th Cong., 1st Sess. 2 (1896))。1896年法の言及から約一世紀後のインディアン賭博禁止法に至るまで、合衆国議会は、「ヤンクトン・スー保留地」に時として言及してきている (See, e.g., 143 Cong. Rec. S9616 (Sept. 18, 1997).)。しかしながら、しばしば当法廷は、「その後の合衆国議会の見解は、それ以前の議会の意図を推論するための危険な基礎を構成する。」と述べてきた (United States v. Philadelphia Nat. Bank, 374 U.S. 321, 348-49 (1963).)。当法廷は、非インディアン入植者が保留地の解放土地に流入し、その地域がインディアン的特質を失った場合、事実上、たとえ法律上ではないにしても、削減は生じ得ると判示した (*Solem* 事件判決 (465 U.S. at 471))。本件において、本件地域のヤンクトン・スー族の人口は、極端に減少傾向を示し、1858

年時点での保留地内の10パーセント未満がインディアンの手中にあり、1858年時点での保留地内の人口の3分の2以上が非インディアンで占められている。そして、これらの境界内の複数の自治体が、サウス・ダコタ州法に従って法人組織化されている。1991年の部族経営のカジノ開設と同時に、人口の動性は逆流し、今日、地域の部族人口は急激に増加傾向にあり、賭博の出現が地方経済を活性化させている。加えて、1858年当時の境界内の相当の地所が、部族の土地若しくは信託土地に立ち返っている（See H. Hoover, Yankton Sioux Tribal Land History (1995)）。それにも拘らず、非インディアン人口が優越し、インディアン割当地は限られているのである。

控訴裁判所が認めたように、サウス・ダコタ州は、解放土地に種々の政府権限を行使しており、部族は、最近まで非信託土地に対する民事若しくは刑事管轄権行使してきたことを立証していない（99 F.3d at 1455-56）。最後に、1932年に起草され、1962年に改正されたヤンクトン部族憲法（Yankton Constitution）は、部族のテリトリーを定義し、部族によって「現在所有されている」（now owned）1858年境界内の土地としている（Constitution and Bylaw of the Yankton Sioux Tribal Business and Claims Committee, Art. VI, § 1¹⁵¹⁾。

（4）City of Sherrill v. Oneida Indian Nation — 消滅時効、默認、不可能性論 —

2005年に判決が下された本件（以下、*City of Sherrill*事件という。）¹⁵²⁾の事実認定は、主としてOneida Indian Nation of New York v. County of Oneida (414 U.S. 661 (1974).)（以下、*Oneida I*事件という。）及びCounty of Oneida v. Oneida Indian Nation of New York (470 U.S. 226 (1985).)（以下、*Oneida II*事件という。）における合衆国最高裁判所自身のそれに基づいているが、保留地の縮小乃至削減に関する従来の判例法理からの離脱を見出すことができる（明らかな法令引用の誤記は、訂正した。）。

〈事実の概要〉 ニューヨークのオナイダ・インディアン・ネーション（Oneida Indian Nation of New York）（以下、OINNYという。）は、連邦によって承認されたインディアン部族であって、オナイダ・インディアン・ネーションの直系の後裔であり、イロコイ連合（Iroquois）の7ネーションの1つであり、独立戦争当時、北東部において最強のインディアンであった。合衆国の誕生当時、

オナイダ・ネーションの故国は、現在の中央ニュー・ヨークの地域に位置していた6,000,000エーカーから成っていた。独立戦争後数年してニュー・ヨーク州が、オナイダの土地を入植者に開放するために徐々に圧力をかけ、1788年、同州とオナイダ・ネーションとの間に「フォート・シュイラー条約」(the Treaty of Fort Schuyler) が締結され、当該ネーションは、金銭と現物支給に代えてニュー・ヨーク州の「全ての彼らの土地」を割譲した。オナイダ族は、譲渡された広大な地域のうち約300,000エーカーの保留地を約束されている (*Oneida I*事件判決(414 U.S. at 664), *Oneida II*事件判決(470 U.S. at 231))。

連邦政府は、当初、部族の土地を保留する権利を保障することを約束することによってニュー・ヨーク・インディアンを保護する政策を遂行している (*Oneida II*, 470 U.S. at 231-32)。連邦政府は、1790年7月22日、最初のインディアン交易及び通商法 (ch. 33, 1 Stat. 137) を制定、1794年11月11日には、保護政策に従って「シックス（イロコイ連合）ネーションとの条約」(the Treaty of Canandaigua with the Six (Iroquois) Nations, 7 Stat. 44) を締結している。同条約第2条は、フォート・シュイラー条約で設立されたオナイダ保留地を承認すると共に、オナイダに保留されたカントリーの「自由な使用及び共有」を保証しているが、同条約第4条は、オナイダ族が見返りに「合衆国境界内の他のいかなる土地をも決して請求」しないことに同意する旨を規定している。しかし、ニュー・ヨーク州は、オナイダ族から保留地の土地を購入し続け、ワシントン政権はオナイダ保留地からの100,000エーカーを購入するための1795年の交渉を連邦の監督なくして行うことに対する反対している (*Oneida II*事件判決(470 U.S. at 232))。しかしながら、後の政権は、土地割譲のための州のオナイダ族との条約交渉に介入するふりさえしなかったとされ (*Oneida Nation of New York v. United States*, 43 Ind. Cl. Comm'n 373, 385 (1978).)、ニュー・ヨーク州は、200 もの条約を通して多くの土地を取得したとされる (Gunther, *Governmental Power and New York Indian Lands; A Reassessment of a Persistent Problem of Federal-State Relations*, 8 BUFFALO L. REV. 1, 6 (1959).)。連邦政府の政策は、ニュー・ヨーク及びその他の東海岸の保留地保護政策から大きく方向転換され、保留地を白人入植者に開放し、部族を西部へ移住させる政策に取つて代わられるのである。

ニュー・ヨークの部族の先祖伝来の土地を立ち去らせるという移住政策によって、1825年までに約150人のオナイダがウィスコンシンに移住したとされる。1838年1月15日、オナイダ族と合衆国は、ニュー・ヨーク州バッファロー・クリーク (Buffalo Creek) で「ニュー・ヨーク・インディアンとの条約」、通称「バッファロー・クリーク条約」(the Treaty of Buffalo Creek, 7 Stat. 550) を締結したが、当該条約は、オナイダ族を含む全ての残りのニュー・ヨーク・インディアン（部族名；Seneca, Onondaga, Cayuga, Tuscarora, Oneida, St. Regis, Stockbridge, Munsee, and Brothertown (第2条)）をカンザスに移住させるものであったが、この時点までにオナイダ族は、5,000エーカーを残して本来の保留地の残り全部を売却し、600人の構成員がウィスコンシンに移住し、620人がニュー・ヨーク州に留まったとされる。1838年のバッファロー・クリーク条約の公布後もニュー・ヨーク州に留まったオナイダ族の員数は、減少の一途を辿り、1840年代、彼らの土地はほとんど州に売却され、数百人のオナイダは1842年にカナダへと移住した (New York Indians v. United States, 40 Ct. Cl. 448, 458, 469-71 (1905).)。1840年代中葉、ニュー・ヨーク州に留まった者は、約200人であり、1843年当時、州内に1,000エーカー足らずの土地を保有していたとされる。その後、オナイダ族が保有する土地面積は激減し、1890年が350エーカー、1920年には僅か32エーカーであったとされる (Campisi, *The Oneida Treaty Period, 1783-1838, in THE ONEIDA INDIAN EXPERIENCE; TWO PERSPECTIVES* 61 (J. CAMPISI & L. HAUPTMAN eds. 1988))。合衆国は、ついに、ニュー・ヨーク・インディアンのカンザス移住を断念し、1860年、連邦政府はカンザスの土地を公有地に復帰し、その後彼らに売却した (New York Indians v. United States, 170 U.S. 1, 24 (1898).) (以下、*New York Indians* 事件判決という。)。

オナイダ族の土地請求に関する初期の訴訟は、過去の剝奪に対する合衆国からの金銭賠償に関わるものであった。1893年、合衆国は、入植者へのカンザスの土地処分の求めに応じ、OINNYは損害の裁定額を配分している (*New York Indians* 事件判決 (170 U.S. at 24, 28-29, 31))。約半世紀後の1951年、合衆国からのなお一層の補償を求めて、OINNY及びウィスコンシン州のオナイダ族は、インディアン請求委員会に手続を開始した (Oneida Indian Nation of New

York v. County of Oneida, 622 F.2d 624, 626 (CA2 1980.)。彼らは、ニュー・ヨーク州が1795年から1846年の間に締結した割譲に関する25の条約を通して取得した土地の賠償を求めた。請求委員会は、1790年インディアン交易及び通商法及びその後継法に従って、オナイダ族がニュー・ヨーク州から問題となった土地に対する「誠実な配慮」(conscionable considerations) を受けることを保証するために連邦政府は受託者としての義務を負うとした (Oneida Nation of N. Y. v. United Nation, 26 Ind. Cl. Comm'n 138, 145 (1971.)。請求裁判所は、請求委員会の決定を支持したが、合衆国は連邦政府が認識していた土地譲渡のみに義務を負うと判示し、連邦政府が現実に若しくは推定的に土地譲渡を認識していたかを審理すべく請求委員会に差戻した (United States v. Oneida Nation of New York, 201 Ct. Cl. 546, 554-55 (1973.)。

これを受けて、請求委員会は、連邦政府は全ての条約についての事実的若しくは推定的認識を持っていたのであって、オナイダ族が誠実な配慮を受けていないならば、責任を負うとした (Oneida Nation of New York, 43 Ind. Cl. Comm'n, at 375, 406-07)。請求委員会は、連邦政府の最終的責任を決定するための手続を期待したが、オナイダ族は、既にこれまでの請求とは異なる手続の追及を決定してきていた。オナイダ族の請求に基づいて、請求裁判所は事件を却下した (Oneida Nation of New York v. United States, 231 Ct. Cl. 990, 991 (1982) (*per curiam*).)。

合衆国からの財産回復 (recovery) への専念の代わりに、オナイダ族は、地方公共団体に対する訴訟を提起し、1970年、OINNY及びウィスコンシン州のオナイダ族は、合衆国法律集第28編第1331条又は第1362条の下での連邦問題管轄権を主張し、ニュー・ヨーク州のオナイダ郡及びマディソン (Madison) 郡に対する「テスト・ケース」(test case) を準備し、1795年時のニュー・ヨーク州への100,000エーカーの土地の割譲は、インディアン交易及び通商法を侵害し、従つて適用され得る連邦との条約並びに連邦法の下でのオナイダ族の占有権を終結させるものではないと主張した。地方裁判所及び控訴裁判所は、連邦法の下で生ずる請求を州に対して訴えることはできないとしてオナイダ族の主張を却下したが、合衆国最高裁判所は、*Oneida I* 事件判決で連邦管轄権は適切に主張されたとして控訴審判決を破棄した (414 U.S. at 675, 682)。

合衆国最高裁判所は、1985年 *Oneida II* 事件判決で損害賠償請求訴訟を防止し得る郡の様々な防禦を拒否し、オナイダ族は「連邦のコモン・ロー (federal common law)」に基づく部族の占有権侵害に対して」補償を請求し得るとした。連邦のコモン・ローの下での郡の責任に関する控訴審判決を支持する一方で、合衆国最高裁判所は、「エクイティ上の考慮 (equitable considerations)」は今日のオナイダ・インディアンにとって有効な救済に制限すべきであるか否かの問題は、控訴審で審理されず、或いは当法廷に提示されなかつた。」と判示し、従つて、「他の考慮が、本件の最終的処理に関連し得るか否かの問題について意見を表明していない。」としている (470 U.S. at 240–53, 236) 差戻審である地方裁判所は、オナイダ郡に15,994ドルの、マディソン郡に18,970ドルの財産回復を命じている (*Oneida Indian Nation of New York v. County of Oneida*, 217 F. Supp. 2d 292, 310 (2002).)。

2000年、訴訟手続が、テスト・ケースの訴訟係属中に未決の事件で再開した。上記の復活訴訟でオナイダ族は、オナイダ郡とマディソン郡に200年以上に亘る損害賠償を請求した。修正された請求において、1795年から1846年の間に締結された一連の合意によっておよそ250,000エーカーのオナイダ族の先祖の土地が不法にニュー・ヨークに譲渡されたとの主張が為された。更にオナイダ族は、1795年から1846年の間の譲渡以降占有してこなかつた土地の回復を求め、約20,000人の私的土所有者を立ち退かせるための宣言的救済判決を求めている。これに対して地方裁判所は、提起された修正を「無益」(futile) とし、この点に関して地方裁判所は、「インディアンの故国に対する連邦のコモン・ロー上の権利の存在 (existence)」 — *Oneida II* 事件判決で認められた — と「いかに当該権利を主張するか (vindicate)」の間に厳格な区別があることを強調し、結論としてオナイダの主張を退けている (*Oneida Indian Nation of New York v. County of Oneida*, 199 F.R.D. 61, 66–68, 79–85, 90–95 (2000).)。

さて、本件は、かかる前提となる歴史的事実及び数々の訴訟経過を踏まえた上で、OINNYが1997年と翌1998年にニュー・ヨーク州オナイダ郡セリル(Sherrill)市（以下、市という。）に所在する土地を購入したことに端を発している。かつてオナイダの300,000エーカーの保留地内にあった本件独立区画の土地は、1805年を最後に部族統一体としてのオナイダ族によって占有されてきた。

2世紀に亘って財産が位置する地域の管理は、ニュー・ヨーク州、郡及び自治体によって行われてきた。これに対してオナイダ族は、オナイダ郡に対して連邦法律を侵害して1795年にニュー・ヨーク州に譲渡された土地の不法占有を主張しているところ (*Oneida II*事件判決)、本件においてOINNYは、以下の理由から市に対する財産税 (property tax) の支払いを拒否している。すなわち、OINNYの歴史的保留地の独立区画に対する単純不動産権の取得は、個々の区画に対するオナイダ族の古来の主権 (ancient sovereignty) を回復したものであって、新たに購入した財産に対する規制権限は市に帰属しないというにある。尚、付記すれば、2000年国勢調査によれば、地域人口の99パーセントが非インディアンであり、アメリカ・インディアンは市で1パーセント、オナイダ郡で0.5パーセントに満たない。OINNYは、オナイダとマディソンの両郡にまたがって約17,000エーカーの土地を所有しているが、各所に点在している。本件土地は、1997年と1998年にOINNYが購入するまで非インディンが所有していた。現在、OINNYは、本件土地でガソリン・スタンド、小型スーパー、織物施設を経営している。

合衆国最高裁判所は、*Oneida II*事件判決でオナイダ族は連邦政府と州が共謀して行った古くからの不法行為に対して連邦のコモン・ロー上の損害賠償請求権を保持していると判断している。OINNYは、部族が自由市場で購入した土地区画に対する現在及び将来の課税からの主権免除を認める宣言的判決及び差止命令による救済を求めている。

ギンズバーグ判事 (Ginsburg, J.) が法廷意見を執筆し (レンクィスト主席判事、オコナ、スカーリア、ケネディ、スター、トーマス及びブレイヤーの各判事が同調し、スター判事 (Souter, J.) が同意意見を書き、ステーブンズ判事 (Stevens, J.) が反対意見を書いている)、「連邦インディアン法の判断基準及び連邦のエクイティ上の訴訟手続」ははるか以前に凍結した主権の余燼 (ember) の再燃を排除とした。

〈判旨〉消滅時効……本件において、OINNYが主張するところの権利侵害は、合衆国の初期の時代に起きたものであり、過去2世紀の間、ニュー・ヨーク州、郡及び自治体が絶えずテリトリーを管理してきたのであって、オナイダ族は1970年代までは裁判所の判決によって彼らの本来の土地の占有を回復しようとはし

ていない。そして、OINNYは、1990年代に入るまで本件土地を取得してはいないのであって、オナイダ族が裁判所におけるエクイティ上の救済を通して、彼らの主権的統治の回復とそれに伴う財産の性格の劇的変更を求めなかつたかかる長期に亘る時の経過（lapse of time）は、OINNYが本件で求めている破壊的救済を得ることを排斥するものである。時の経過が救済を排除し得るという原則は、我々の法（our law）に深く根ざしており、当法廷は様々な場面でこの取得時効（prescription）を認めてきた。一方の側の不作為（inaction）と他方の側の正当な信頼（legitimate reliance）に焦点を当てる法理である消滅時効（laches）は、エクイティ上の請求権の行使を禁ずることが確立されている（*See, e.g., Badger v. Badger, 69 U.S. 87 (1865); Wagner v. Baird, 48 U.S. (7 How.) 234 (1849); Bowman v. Wathen, 42 U.S. (1 How) 189 (1843).*）。

黙認……州と州との間における長い間の黙認（acquiescence）は、テリトリーに対する支配権及び主権の行使に大きな効果をもたらし得る。当法廷は、*Ohio v. Kentucky* (410 U.S. 641 (1973).)において、1つの州による他の州のテリトリーの占有及び当該テリトリーに対する主権及び支配権行使の長期に亘る黙認は後者の権原及び正当な権限にとって決定的であるという法理を展開した（*Id.* at 651. *See also California v. Nevada, 447 U.S. 125, 131 (1980); Massachusetts v. New York, 271 U.S. 65, 95 (1926).*）。

不可能性……当法廷は、何世代も前に数多くの私人の手に渡った土地に対するインディアンの統制の復帰は不可能であることを認めてきている。当法廷は、*Yankton Sioux Tribe v. New York* (272 U. 351 (1926).) で、争点となつた土地は入植地として解放され、当該土地の大部分が今や無数の善意の購入者の占有にあるが故に、割譲を無効とし及びインディアンが以前に有していた権利を回復することは不可能であると判示した（*Id.* at 357）。

本件訴訟において、合衆国第二巡回区控訴裁判所は、OINNYは土地を自由市場で購入し、現在の財産所有者を追い立てることを請求していないが故に不可能性の法理は適用できないと結論している（337 F.3d 139, 157 (2d Cir. 2003).）。しかし、現在及び将来に亘るインディアンの統制をたとえ市場価格で購入された土地であろうとも、一方的に再確立することは不可能である。市とオナイダ郡の人口は、圧倒的に非インディアンである。ニュー・ヨーク州内の部族管轄

権と州管轄権に変更をもたらすチェッカー盤模様の管轄権の設定は、州及び地方自治体行政に著しい負担を課すものである。¹⁵³⁾

(5) 解 説

合衆国最高裁判所は、保留地が削減されてきたか否かの決定にあたって、*Solem* 事件判決及びそれを踏襲した *Hagen* 事件判決及び *Yankton Sioux Tribe* 事件判決で、第一にインディアンの土地を開放するために制定法で使用される条文の文言の解釈、第二に余剰土地法の制定を取り巻く歴史的脈絡をその要因として挙げている。第二の要因に関して言えば、特定法律の同時代的合意と当該立法可決後に生ずる事態とを区別した上で、入念に審理していると言え得る。そして、判例は、第三の要因として実際に解放された土地に誰人が移住（入植）したかを審理し、保留地の縮小 —— 管轄権の連邦乃至部族から州への移管 —— を決定している（三要因論）。そして、連邦インディアン法の解釈原理である「両義性ある場合は、インディアンの利益に」という立場に立って、個々具体的に縮小乃至削減があったか否かを判断していると言えよう。

もっとも、2005年に下された *City of Sherrill* 事件判決で展開された消滅時効、黙認及び不可能性論が、従来の判例で展開された三要因論を廃棄したものであつて、従って判例変更が行われたものと判断し得るのか、当該事件の特殊的事情 —— オナイダ族が過去の請求乃至訴訟において主張したのは、多くの他の事案で争われた管轄権の問題と異なって、*Oneida II* 事件判決のように損害賠償のそれであるという事実 —— によるのか、或いは三要因に加えて新たな考慮事項を加えたのか —— 現に *City of Sherrill* 事件判決においても、解放された土地におけるその後の人口的要素及び管轄権行使の歴史に言及している¹⁵⁴⁾ — 今後の判例展開によるであろう。しかし、本件において主張されたのは、部族が購入した土地区画に対して州が課税権を行使し得るのかの問題であった点、更には *Yankton Sioux Tribe* 事件判決及び *Hagen* 事件判決において三要因論によつて法廷意見を執筆したオコナ判事が、*City of Sherrill* 事件判決においては法廷意見に与している点に注目する必要があるであろう。

註

134) Act of June 25, 1948, ch. 645 62 Stat. 757 (codified as amended at 18 U.S.C.

- § 1151).
- 135) See *Montana v. United States*, 450 U.S. 544, 559, n.9 (1981).
- 136) Act of July 27, 1868, ch. 248, 15 Stat. 198, 221.
- 137) Act of July 1, 1892, ch. 140, 27 Stat. 62, 63.
- 138) COHEN'S HANDBOOK 1982 ED., *supra* note 21, at 43.
- 139) Act of Apr. 23, 1904, ch. 1484, 33 Stat. 254.
- 140) Act of Mar. 22, 1906, ch. 1126, 34 Stat. 80.
- 141) Act of May 29, 1908, ch. 218, 36 Stat. 460.
- 142) 本稿との関連で管理終結に触れた論稿として、see Philip P. Frickey, *A Common Law for Our Age of Colonialism; The Judicial Divesture of Indian Tribal Authority over Nonmembers*, 109 YALE L.J. 1 (1999); A. J. Taylor, Note, *A Lack of Trust: South Dakota v. Yankton Sioux Tribe and the Abandonment of the Trust Doctrine in Reservation Diminishment Cases*, 73 WASH. L. REV. 1163 (1998); Judith V. Royster, The Legacy of Allotment, 27 ARIZ. L.J. 1 (1995).
- 143) 412 U.S. 481 (1973).
- 144) *United States v. Rorty-Eight Pounds of Rising Star Tea, etc.*, 38 F. 400 (1889). 合衆国カリフォルニア州北地区巡回区控訴裁判所が、1855年に指定されたクラマス保留地が現行制定法集第2133条（1882年7月31日改正（22 Stat. 179）及び1864年法の下でインディアン・カントリー若しくはインディアン保留地に当たるとした事案を指す。
- 145) 412 U.S. at 496–507. See also *Rosebud Sioux Tribe v. Kneip*, 430 U.S. 584 (1977); *Decoteau v. District County Court*, 420 U.S. 425 (1975); *Seymour v. Superintendent*, 368 U.S. 351 (1962).
- 146) 465 U.S. 463 (1984).
- 147) *Id.* at 469–72.
- 148) *Id.* at 472–81.
- 149) 522 U.S. 329 (1998).
- 150) 510 U.S. 399 (1994).
- 151) 522 U.S. at 343–57.
- 152) 544 U.S. 197 (2005).
- 153) *Id.* at 213–21.
- 154) *Id.* at 211, 215.